

農地制度が変わりました!

平成21年12月15日に、改正農地法等が施行され、新たな農地制度がスタートしました。
 新たな農地制度は、**これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、農地の貸借規制を緩和して、農地を最大限利用すること**をねらいとしています。

改正のポイントは…

農地を貸したいのですが…

農地の貸借規制が緩和されました!

- 賃貸で農地を利用できる人は、これまで、農作業常時従事者と農業生産法人だけでしたが、「農作業常時従業者以外の個人」と「農業生産法人以外の法人」も利用可能となりました(いずれも、一定の要件を満たす必要があります)。

許可なく転用してしまうと…

違反転用に対する罰則が強化されました!

- 違反転用などに対する処分・罰則が強化されました。
- 都道府県知事などによる行政代執行制度が創設されました。

違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)
違反転用における現状回復命令違反	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)

耕作しないしていると…

遊休農地に対する指導が強化されました!

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者などに対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。

農地を相続する場合は…

農業委員会への届出が必要です!

- 相続などによって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要です。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになります。
- 耕作できない場合などは、農業委員会から貸し借りなどのあっせんを受けられるようになりました。

◎詳しくは農業委員会へお問い合わせください。

農業委員会 だより

第42号

平成22年3月14日
 編集・発行
 名張市農業委員会
 ☎63-7665



耕作放棄地解消への取組み

食料自給率の低下が問題視されている中、農業委員会では、毎年、農地パトロールを実施し、約80haの耕作放棄地の解消に努めています。

現在、耕作放棄地の再生に必要な作業内容、行程の把握、再生地での作物の試験栽培を実証するため、東田原、黒田地区で再生作業に取り組んでいます。

東田原地区の実証は場には「ジャガイモ」また、黒田地区には「レモン」の栽培を予定しています。



魅力いっぱい農業者年金

◎詳しくは農業委員会へ

- ◎ 国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。
- ◎ 自分が積み立てた保険料とその運用実績により将来受け取る年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。
- ◎ 自分で保険料の額を決められ、必要に応じて、いつでも見直すことができます。
- ◎ 終身年金で80歳までの保障付きです。加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金として遺族に支給されます。
- ◎ 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。
- ◎ 農業の担い手となる人には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

平成22年度農作業賃金の協定基準

一般作業(稲刈り含む)		1日当たり	8,000円
乾田	1回耕	10a当たり	9,000円
	2回耕	10a当たり	6,500円
湿田	1回耕	10a当たり	10,000円
	2回耕	10a当たり	6,500円
あぜぬり		1m当たり	95円
代かき		10a当たり	6,500円
田植作業		1日当たり	9,000円
田植機作業		10a当たり	10,000円
畑耕起		10a当たり	7,000円
農業散布作業	粉粒剤	10a当たり	2,500円
	液剤	10a当たり	3,500円
▼耕起、代かき、田植の各作業は、は場条件により決定する			
▼遠距離作業は、輸送費を別途加算する			
▼田植機作業は苗代を含み、田植機作業側条施肥機使用の場合は1,500円増し			
▼農業散布作業は農業代を含み、動力噴霧器使用の場合とする			
春季農作業	稲刈	バインダー	10a当たり 10,000円
		コンバイン	10a当たり 21,000円
	ハーベスタ		10a当たり 10,000円
	乾燥	はさ掛け	60kg当たり 500円
		生脱	60kg当たり 1,500円
初摺(もみすり)		60kg当たり 700円	
▼稲刈の作業は、は場条件により決定する ▼稲刈は、ひも持ちとする			
▼籾、玄米及び作業機の輸送費を別途加算 ▼乾燥、初摺は、軽重量あたり			
秋季農作業	稲刈	バインダー	10a当たり 10,000円
		コンバイン	10a当たり 21,000円
	ハーベスタ		10a当たり 10,000円
	乾燥	はさ掛け	60kg当たり 500円
		生脱	60kg当たり 1,500円
初摺(もみすり)		60kg当たり 700円	
▼稲刈の作業は、は場条件により決定する ▼稲刈は、ひも持ちとする			
▼籾、玄米及び作業機の輸送費を別途加算 ▼乾燥、初摺は、軽重量あたり			

(注) オペレーター賃金は時間当たり2,000円、補助作業賃金は一般作業に準じる
 上記の賃金・料金は全て弁当持参とし、上記の金額には消費税は含まない
 労働時間は、1日8時間

※協定基準は目安です。金額などは、双方話し合ってください。

農地の賃借料情報

平成21年1月から12月の農業経営基盤強化促進法第18条により権利が設定された実勢賃借料を集計し、地域別に取りまとめました。

【田の部】

地域名	金額				物納 (10a当たり)			
	平均賃料 (円)	最高 (円)	最低 (円)	データ数 (筆)	平均賃料 (kg)	最高 (kg)	最低 (kg)	データ数 (筆)
名張地区					60			2
蔵持地区	15,000	20,000	14,000	11	64	90	60	13
薦原地区					35	60	17	9
美旗地区	7,800	14,500	3,400	5	52	70	23	70
比奈知地区	12,200	15,800	8,600	2	44	65	23	24
箕曲地区	11,400	19,000	5,000	10	41	60	15	27
錦生地区	11,000	20,000	4,300	18	53	60	30	11
赤目地区	12,500	14,500	10,000	5	52	68	20	10
国津地区	10,000	10,000	10,000	1	25	25	25	6

【畑の部】

地域名	金額				物納 (10a当たり)			
	平均賃料 (円)	最高 (円)	最低 (円)	データ数 (筆)	平均賃料 (kg)	最高 (kg)	最低 (kg)	データ数 (筆)
名張地区					(もみ)60			1
箕曲地区	9,600	14,200	5,000	2				
国津地区	3,200	3,200	3,200	2				

平成21年12月15日の農地法改正により標準小作料制度が廃止されました。これまでの標準小作料に代わる賃借料情報は左記のとおりです。農地の賃借料を決定する際の判断材料の一つとしてご活用ください。

農地の貸し借りは利用権の設定を行うと安心・簡単です

農業経営基盤強化促進法の利用権設定を行うと、農地の貸し借りが簡単にできます。農業委員会の決定を経て、市長が公告します。公告は年2回(4月・12月)。

- 契約期間の終了後、農地は確実に返還されます。● 離作料などは不要
- 契約期間終了期限が近づくと、事前に貸し手、借り手に通知して、更新するかどうかの確認をします。

制度の特徴